

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和6年度第2回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会
開催日時	令和6年11月20日（水）午後2時から4時30分まで
開催場所	岩倉市役所7階 大会議室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：日置委員長、杉浦副委員長、千村委員、村平委員、鈴木委員、寺澤委員、山田委員、小川委員、梅田委員、 小崎委員（秘書人事課長）、小南主幹（福祉課長代理）、城谷委員（健康課長）、岡委員（商工農政課長）、中野委員（学校教育課長） 事務局：伊藤市民協働部長、竹井協働安全課長、須藤統括主査、植手主任、多田主任
会議の議題	・協議事項 （１）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について （２）岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030の進捗状況について
議事録の作成方法	■要点筆記 □全文記録 □その他
記載内容の確認方法	■会議の委員長の確認を得ている □出席した委員全員の確認を得ている □その他（ ）
会議に提出された資料の名称	・次第 ・資料1：令和6年度第1回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会議事録（案） ・資料2：県制度と市独自制度のメリット・デメリット ・資料3：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度検討資料 ・資料4：三親等内図 ・資料5：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度参考要綱集 ・資料6：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度今後のスケジュール ・資料7：岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030進捗状況報告書2023 質疑一覧 【前回配付資料】 ・岩倉市男女共同参画基本計画2021～2030 進捗状況報告書2023 ・審議会等委員への女性の登用状況
公開・非公開の別	■公開 □非公開
傍聴者数	なし
その他の事項	議事録作成者 多田

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1	あいさつ 協働安全課長よりあいさつ
2	協議事項 (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について 【資料1～6】を用いてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について協議した。 以下、議論のあった設問についてのみ記述する。 委員長 事務局から資料2で、両方の視点からのメリットとデメリットの説明を示されたが、何か意見はあるか。 委員 県宣誓制度利用者に対し行政サービスを活用可能とする場合のメリットについて、広範囲で利用しやすいとあるが、愛知県に確認したところ岩倉市の受理証明書をもっていれば愛知県の行政サービスも利用可能ということだった。 事務局 また、岩倉市が独自で宣誓制度を制定する場合のデメリットにオンライン宣誓がセキュリティ上できないとあるが、愛知県のように専用メールアドレスや人目につかない経路で案内することは可能か。 事務局 庁内のシステムの担当部署に確認したところ、専用メールアドレスを作ることは可能ということだった。しかし、担当者がボタンを1つ押して切り替える必要があるので、その点注意が必要ではないかと思う。 委員 人目につかない経路については、愛知県に聞いたところ関係のない場所で集合して、看板の出ていない会議室へ案内し宣誓のやり取りをするということだったので、そういった形であれば岩倉市でも可能であると考え 委員 人目につかない経路で案内といっても、住まいの近辺で宣誓を行うということで望まないカミングアウトのリスクはある。 委員 関わる職員を限定することや、直接窓口に行くのではなく、関係のない場所で集合して何の手続きで来ているのか分からないようにすれば、望まないカミングアウトの心配は少なくなると思う。 委員長 行政サービスを受けようと思うのであれば直接窓口に行く必要はある。 望まないカミングアウトに繋がることは市の独自制度のデメリットに入るといえるが、今回は両制度のメリットとデメリットを事務局から示されたので、メリットとデメリットを確認したうえで、岩倉市独自の制度を作るかどうかを委員会として意見する必要がある。

	前は岩倉市独自の制度を制定してほしいという意見が多かったが、改めて、委員会としては岩倉市独自の制度を制定して欲しいということで良いか。
委員	異議なし
委員長	では、委員会としては岩倉市独自の制度を制定して欲しいということで事務局にお願いする。
事務局	承知した。
委員長	続いて資料３の検討内容について、まず要綱か条例かについてだが、資料の表のとおり条例は岡崎市のみであり、その他の市町等は要綱になる。 前回も話したが、実際に制度を動かしていくと不足部分が分かり、規定を変更する必要がある出てくることが考えられる。条例の場合、変更するには議会で議決が必要になるため、要綱で良いのではないか。 同性婚の法定化には時間がかかる。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の変更がこれ以上ない場合に、条例にしたいということであれば条例にすることも可能である。 条例が良いという方はいるか。 要綱でよろしいか。
委員	異議なし
委員長	では、岩倉市には要綱で進めていただきたい。
事務局	承知した。
委員長	続いて、タイトルとしてパートナーシップ宣誓制度のみか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度か、愛知県のようにファミリーシップ宣誓制度とするかになる。 前回、事務局から説明があったが、最初は東京都の世田谷区からパートナーシップ制度が始まり、パートナーの子どもを救うというところから子どもの存在に焦点が当たり、現在ファミリーシップ宣誓制度が増えてきている。 初めてファミリーシップという言葉を知ると、家族の制度だろうとは思いますが、何の制度かは分かりづらく、周知に時間がかかると思われる。主眼はパートナーシップ制度であり、「パートナーシップ」という言葉は１０年ほど新聞で取り上げられているため、ある程度の方が認識しており、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とするのが良いのではないか。
委員	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度でも、ファミリーシップ宣誓制度でもどちらでも良いと感じる。 愛知県に聞いたところ、タイトルについてパートナーシップを入れるかどうかの話合いは無かったようで、名前から制度の内容を聞くような問い合わせも来ていないということだった。ファミリーシップの中にパート

	ナースhipが含まれるので、説明が二重になるのではないかということ saying it.
委員	この制度は、元々性的マイノリティの方の人権尊重のために生まれた制度である。大阪の方では宣誓の対象者に事実婚を含めていないが、それは性的マイノリティの方の人権を守る制度だからだという認識があるようだ。 パートナーシップから始まった制度なので、パートナーシップをタイトルに載せる方が堅実ではないか。 パートナーシップの制度のみになると子ども達が困るので、委員会の意図するものとしてはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とするのが正確なのではないか。
委員	ファミリーシップの制度にパートナー自体とその家族も含まれるということではあるが、市の方向性として、パートナーとその家族の両方の制度を進めていくのであればパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度という名前で良いと思う。
委員長	ヨーロッパもパートナーシップ制度から始まっており、パートナーの子どももいるということでファミリーシップ制度になった。パートナーシップを主張し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度にするということによろしいか。
委員	異議なし
委員長	ではタイトルとしては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とするよう事務局に願います。
事務局	承知した。
委員長	続いて、対象者について、性的少数者だけではなく事実婚も含めるかどうかについてはいかがか。
委員	資料3の（参考1）県内の状況の表に異性カップル・事実婚という欄があるが、異性カップルと事実婚でどういった違いがあるのか。
事務局	事実婚のことになるのではと考える。全国的な連携ネットワークのデータを活用し、標記をそのまま引用した。
委員長	事実婚とは明らかに異性のカップルで、選択的夫婦別姓の制度がないことから法的婚姻をしていないと思われるが、恐らく異性カップルのうち男性の性自認が女性とかそういった場合を想定しているのではないか。 県はどうなっているか。
事務局	県は事実婚を含むという書き方で、異性カップルという表現は出てきていない。

委員長	事実婚はパートナーシップ制度の趣旨からすれば対象ではないが、深刻な部分は同じであり、病院の手続きや救急車への同乗など配偶者として一緒に居たい、署名したいという部分は同じである。 事実婚を含むかは県を始め他の自治体も認めているので、対象者に事実婚を含むということでよい。
委員	異議なし
委員長	異性カップルの表現・取り扱いについては事務局にお願いする形でよい。
事務局	承知した。
委員長	続いて住所の要件について、双方または一方が岩倉市在住者か、双方が岩倉市在住者かについて、意見はあるか。
委員	先ほどの事実婚の内容に補足させてもらいたい。性的少数者のみを対象とすると、望まないカミングアウトに繋がるという話があった。 住所の要件については、双方または一方でよいと思う。愛知県では、両方とも県外に住んでいて、一方が県内に引っ越す場合、転入予定者受付票というものを渡し、不動産会社に提出できるようになっており、転入後に受理証明書を渡すということであった。 転入3か月以内についても、愛知県は期限の決まりがなく、設定しなくても良いのではないかと。3か月以内に住所が決まらなかったらまた宣誓してもらうのは手間ではないか。
委員長	住所要件について、双方または一方というのは良いと思う。転入予定でも申請できることも問題ないが、3か月以内という期間については、転入時期が来年なのか5年後なのかとなると認めていいのか判断しづらいのではないかと。 県の場合、実際の行政サービスの提供が市町村任せになるので良いが、基本的に市町の独自制度であれば3か月以内としているのではないかと。
委員	仕事の都合などで3か月以内に転入できない場合もあるので期間を限定する必要はないのではないかと。転入してくる人も少ないと思うので、期間を決めなくても良いのではないかと。
事務局	3か月以内に引っ越してくるかどうかわからない人が岩倉市に宣誓の申請をする意味があるのかが事務局としては分かりかねる。
委員	一方が仕事で岩倉市に来る必要があり、もう一方は今まで住んでいた地域で仕事があるため一緒に住めない場合など別々に暮らすことは考えられる。多くはいないと思うが、そういった事情の人がいるかもしれないので、制度としてあっても良いのではないかと。

委員	他市町の場合は少なくとも一方がすでに住民であり、もう一方はいつ来ても良いとなっている。来るか分からない人というのは困ってしまうと思う。
事務局	一度事務局の方で持ち帰り、3か月以内の期限が必要かどうかを検討します。
委員長	3か月以内の期限については、次回事務局の方から示してもらい、また意見があれば伺うこととする。
委員	一般的に、市の発行物は3か月以内の期限がないか。
委員	市では決めていない。提出先が発行日からの期限を決めている。
(職員)	
委員	よく発行日から3か月以内の書類と言われたりするので、今回に限らず3か月以内は良くあることだと思う。
委員長	その点については、一度事務局にお任せする。また制度開始後、必要があれば変更も可能である。
	続いて、ファミリーシップの範囲について、意見はあるか。
委員	今後、愛知県ファミリーシップ宣誓制度に倣ったファミリーシップの範囲が増えると思うので、三親等内の近親者等で良いのではないかと。 相手の親を介護する場合や、甥や姪の面倒を見る場合、子どものいない叔母を扶養する場合などにはあり得ることなので、範囲の広い三親等内が良い。
委員長	他市町の状況を見ると、三親等内の近親者等や近親者等が多く、等で範囲を広く取っている。常識的に考えると三親等内だが、「等」を加えて市長の判断とできる。ファミリーシップ制度は子どもから始まった制度ではあるが、親などを介護する場合もあるので、ファミリーシップの範囲としては三親等内の近親者等が妥当である。
委員	資料の表には子とあるが、より正確にみると未成年に限る市町もある。大きくなった子どもがハンディキャップを抱えていて世話をする必要がある場合もある。愛知県でも三親等内の近親者等と「等」を付け、その他知事が認める者としている。いろんなケースが出てくることが考えられるので、三親等内の近親者「等」まで表記して欲しい。
委員	成人していても一緒に住んでいる場合もあると思われるし、また市営住宅などを申し込む場合は所得の書類を出したりするので、生計についてはそういった書類で分かることだと思う。未成年のみや生計同一の限定は必要ないと思う。
委員長	ファミリーシップ制度の出発としては未成年の子になる。実際は、成人していても面倒をみる必要がある子はいるので、そういった子どもを先ほどの市長判断とするかどうかであるが、委員会の意志としては、問題のあ

	る場合は成人した子も含むということで、表記は事務局に任せたいと思う。
事務局	承知した。
委員長	続いて生計同一者に限るかどうかについて、何か意見はあるか。
委員	結婚するまでは親と同じ戸籍であり、働き始めたら戸籍から抜けるわけではないので、なぜ生計同一でないと対象にならないのか分からない。
事務局	一度持ち帰らせていただき、次回お示しします。
委員長	子どもと生計同一については、事務局でご検討お願いします。
委員	生計同一に限らないとしているのは、県と東浦町のみである。
事務局	他市町から聞き取りしたいと思う。
委員長	常識的には生計同一の家族を対象にすることということではないか。
委員	一緒に住んでいない相手の親が倒れた等の非常時に使うことも考えられるので、その辺りを検討してもらいたい。
委員長	続いて、趣旨や定義に込める願いや岩倉市らしさについてになる。 要綱の最初に趣旨説明があり、その市らしさが出てるところもあれば、出ていないところもあるが、こういった文言を入れてほしいという意見があればお願いします。 岩倉市男女参画基本計画の基本理念の「地域（みんな）でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち」を入れるとか、人権にかかわる問題なので、「人権の尊重」など人権に関する言葉を入れると良いのではないか。
委員	「いわくらしやすい」はどうか。
委員	岩倉市は外国人比率7%で他の市町に比べ多様性がある地域である。愛知県の要綱内にある「誰一人取り残さない人権尊重の社会づくり」を岩倉らしい言葉で書けると良い。
委員長	今出た意見を参考に事務局で作成をお願いします。
事務局	事務局だけでなく、委員長と副委員長に相談しながら要綱（案）を作成したいと思うので、ご協力をお願いします。
委員長	県の要綱の第6条に通称名の使用という項目があり、通称名の使用についても認めた方が良いと思うが、これは両面に氏名が載り、裏面が本名になるのか。
事務局	ご認識のとおり。通称名を使用する場合、表が通称名で裏面は戸籍上の氏名が記載される。
委員長	通称名の使用についての条項を入れてもらうことはどうか。
委員	長久手市も通称名の使用について認めている。要綱に入れた方が良い。
委員長	本名も分かった方が良い場面もあると思うので、裏面は戸籍上の氏名が載る形で通称名の条項を入れて下さい。
事務局	承知した。

委員長 事務局 委員	要綱（案）を作成するうえで、検討する内容としては以上になるか。 以上です。ありがとうございます。 事務局から県制度の利用者に行政サービスを提供する方法を提案され、その後市の独自制度を含めどちらが良いかの議論を行ってきた。この制度について、丁寧にみていきたい、よく話し合った方が良いのではないかとということで議論をした経緯を条項なのか運用上なのかなんらかの形で表現した方が良い。
委員長	要綱の中には入らないため、説明していく段階で経緯を含められると良い。
委員	事務局に実質的に運用上の負担をかけるので、この議論を行ったメンバーは負担をかけることに対する責任があると思っている。 経緯や独自制度を作る意味を残る形にした方が良い。
委員長 事務局	経緯をチラシやHPなどに載せてはどうか。 事務局内で議論した結果を提案したが、安直に県制度を利用すればいいと考えたと誤解されてしまうと困る。
委員	少し見ただけでは県と市の制度の違いは分からないので、県の制度で良いのではと思う。1回目の協議の流れや温度感を伝えられると岩倉市の独自制度を作った意味が伝わるのではないか。岩倉市の独自性を要綱そのものではなく、議論の過程であると表現したい。 推測になるが、事務局も議論を経て県と違いが無くなるので県制度を利用すれば良いとなったのではないか。 悪いわけではないが、議論をしていて県の制度に寄ってしまうと感じており、市民からすると違いが分からないので、なんのために市の独自制度を作ったのか分からなくなるのではないか。
委員長	市独自制度のメリットとデメリットを全て知らせる必要はないが、両制度の要点を対比させれば市民は選ぶことが出来る。 多くの人には関係のない制度ではあるが、困っている人がいて、不便さを無くそうと理解を広めていく効果を狙って市の独自制度を作るということをチラシなどで説明してもらいたい。
委員	多くの人にとって関係のない制度なので、県の制度にすればいいのではとなるかもしれないが、大事にしたかったのは当事者にとって大きな影響があり理解を広めることが重要であることを議論したとどこかで表現しなければ、違いが分からず、市の独自制度を作る意味が伝わらないように思う。
委員	多くの人にはあまり関係がない制度であるため、意見自体がほとんど出ることがないのではないかと思います。愛知県の職員と話した際、「制度について否定的な意見は全くないが、仮に意見する人がいるのであれば、人権を

尊重した制度であることを説明すれば良いのではないか」と言っていた。
利用したい人は詳しく調べるだろうが、多くの人は両方あるんだなと思う
だけではないか。

委員長 市の独自制度があることによって、市として当事者の人に寄り添う表明
になる。

委員 市民に理解してもらうことが大切で、こういった人たちがいるというこ
とを理解してほしいというメッセージを要綱の趣旨説明で表現できると良
い。

(2) 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 の進捗状況について

【岩倉市男女共同参画基本計画進捗状況報告書 2023】【資料 7】を用いて岩倉市男女共同参
画基本計画の進捗状況について基本目標ごとに検証した。

以下、議論のあった設問についてのみ記述する。

1 - (1) - ①

委員 各学校で人権に関する取り組みを行っていると思うが、講師の選定はど
こで行っているのか。

委員 人権講演会は小中学校が人権教育委員会というものを立ち上げており、
(職員) そこで講師を決定している。

道徳や総合学習の取り組みなどは各校の判断で行っている。市の予算や
本の購入などは各校がまとまって行っている。

委員 人権講演会に 2 回行ったことがあるが、子どもを惹きつける素晴らしい
講師もいれば、子ども達に言わせてしまっているようなあまり良くない講
師もいた。

事前の選定で何をどう話すかを確認することや、良い講師がいれば次の
年に別の学校で話してもらうなどの検討や情報交換を行って、良い講師か
ら子どもたちに話を伝えてもらうようにして欲しい。

委員 ご意見ありがとうございます。
(職員)

委員 単に講演会をするのではなく、岩倉市がこれから行うパートナーシッ
プ・ファミリーシップ宣誓制度に関する性的マイノリティの話などを子ど
ものうちから学び、能動的に考えられるような場を作って欲しい。

委員長 子どもの頃からの啓蒙や啓発は非常に大切である。

奇しくも今日は世界子どもの日であるが、日本は子どもの人権を大切に
して来なかった。子どもの権利条約の批准についても遅かった。子どもを
大切にする 것과同時に、子どもの人権やダイバーシティ、ジェンダーな
どの意識を醸成していくことを学校にお願いしたい。

委員 ご意見ありがとうございます。

(職員)

委員

中学校の参観に行った時、学校保健委員会として一宮市の助産師の話を聞く機会があった。中学校2年生と親も参加出来たのだが、男女の話に加えて性的マイノリティの話も出てきていた。学校保健委員会の話ではあるが、内容に人権の話も入っていると感じ、人権としての取り組みでなくても違った切り口から人権についての話を聞く機会が意外と多いのかもしれないと感じた。ぜひ続けて欲しい。

委員

(職員)

ご認識のとおり、人権に関することは道德の時間に限らず様々な取り組みに散りばめられていると思われる。

1－(1)－④

委員

「性的少数者への理解促進」の施策評価がCになっているが、性的マイノリティやパートナーシップについてより理解を深めることが大切なので、今回パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することもあり、より力を入れて施策を行って欲しい。

委員

P T A役員を選ぶ際、会長は男性で、副会長は女性1人、男性1人と決まっている学校もあるようである。

来年度パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まる予定だが、親世代でこういった動きがあることを知らない人も多いと思われる。制度を利用した子どもへのP T Aの反応もきちんとしなければならないのではないかと感じた。親も勉強する機会があるといい。

2－(1)－②

委員

資料7の8ページの質問について、キャリアというものは職場だけでなく人生設計に関わってくると思うので、職場体験以外の学びの場について聞きたかったが、回答は職場体験を中心にということであった。学校教育課から話を聞きたい。

委員

(職員)

人生設計に関するキャリア教育も行っていると思うが、事前に確認できていない。申し訳ない。

委員

小学校で授業内にユニバーサルデザインを学んでいると思うが、同じように授業でダイバーシティ社会での生き方について取り組めないか。

委員

(職員)

学校と話してみます。

2－(3)－①

委員長

育児休業の取得率について、71.4%と大きく増えている。十数名のうち10名が育児休業を取ったことは良いことだが、取得しなかった理由の聞き取りは行っていないようだが、ここが重要である。

どうして取らなかったのか、取れなかったのか、何か問題があるのであれば改善しなくてはならない。女性も男性も子どもが生まれたら育児休業を取るというのを目指して欲しい。

委員
(職員)

確認したところ、取得しなかったのは消防職員であった。勤務体制や家庭の事情等様々な理由があったようである。研修を通じて管理職に育児休業の取得の大切さを伝えていたこともあり、今年度2名の消防職員が育児休業を取得している。取得期間は1か月が1名、7か月が1名で、消防職員にも徐々に広がってきている。

委員長

男性職員が育児休業を取得するようになれば、結果的に女性が管理職になろうと思わないので、引き続き取得しやすい環境になるようお願いする。

3-(1)-①

委員

審議会等における女性の登用状況について、前回、防災に女性の視点を入れて欲しいということで防災会議の女性委員を増やして欲しいという話をした。今年度、委員数が増えているが、女性の人数が変わらないので女性比率が下がっている。

できるだけ増やすという回答であったが、女性比率が下がっていて、何とか増やせないのか。あて職などが多いのか。

事務局

お見込みのとおり、防災会議の委員は、団体の会長や委員長などのあて職が多いこともあり、男性が多くなっている。

防災においても女性の意見等を大切にしたいと思っているが、すぐには解決が難しく、さらに検討していきたい。

委員長

防災会議はあて職が多く難しい点もあるかと思うが、緊急時でない会議については、トップでなくても問題ないと思うので、能力のある女性を委員に出してもらおうと良い。全国の防災会議には、女性比率40%を超えている自治体もある。

また、女性委員数0を無くし、女性登用機関数100%になるようお願いする。

委員

資料7の16ページの健康課の回答が、ご意見ありがとうございましたとなっているが、質問を見ているのか。事務局もなんとかすべきでないか。

委員
(職員)

保健推進活動に変更があり今年度の変った部分を伝えづらいところがありこのような回答になった。申し訳ない。

委員

事実も大事であるが、取り組みを表現してもらうことで進んでいる状況が分かるので、そういった記載をしてもらうようお願いしたい。

3-(3)-②

委員 未来寄合にたくさんの人が参加して、色々な話をしたが、終わってしまったらそれ以降音沙汰がない。協働安全課の方では進めているとは思いますが、進捗や参加者への今後のアプローチについて教えて欲しい。

事務局 令和4年度から各小学校区で2、3回地域課題とその解決策やアイデアを話し合ってきたが、参加者へのフィードバックができていないので、その点反省している。

現在は、北小学校区をモデル地域として選定し、地域と行政が一緒にどうやって進めていけるかの試行を準備している。北小学校区の市民や区長などの役職経験者にアンケートを行い、集計している。結果を踏まえながら、1月以降にどういったことをしていけるのか市民を集めて試行していきたい。

他の小学校区においては、モデル地域の知見を活かしながら随時進めていきたいと思うが、モデル地域を実施しながら行うことは難しいので、展開はもう少し先になると思われる。

各小学校区の未来寄合参加者に対してフィードバックが課題と認識し、北小学校区以外の参加者にも情報共有していきたいと思う。

委員 未来寄合の目指すところは何か。

事務局 立ち行かなくなっていたり、解散を相談していたりするような行政区もあり、一番身近な自治組織が無くなってしまうと弊害があると考えられるため、自治機能を小学校区でカバーできる仕組みが出来上がったならゴールと言えるかもしれない。こういった形がいいのかは、進めながら検討していく。

委員 行政区の解散阻止が目標ということか。

事務局 行政区は続けて行ってもらいたいと思っているが、地域の重しになっている部分を集約できるような地域づくりができると良いと思っている。

3－(3)－④

委員 地域の防災訓練について、私自身は用事があり参加していなかったが、参加者が少ない地域があったと聞いた。地域によっては防災に関する意識が低いのではないかと思い、地域ぐるみで防災に関心を持てるような防災訓練を行って欲しいと思う。

事務局 防災訓練については、自主防災会の会長とどんなことが出来るか話し合いを行って、いつもと同じではいけないと内容の精査をした。参加者の防災に対する意識を向上するようなものと思うが、新しく出来るメニューがなかなかない状況である。良い訓練方法があれば是非取り入れていきたいと思っている。

4 その他

岩倉市職員講演会のお知らせ

以上